

# 令和8年度南房総市SNSコンサルティング支援事業 業務委託提案仕様書

## 1 業務委託名

令和8年度南房総市SNSコンサルティング支援事業

## 2 業務の目的

近年、SNS検索の利用が急速に広がっており、特にInstagramは視覚的な訴求力が高いため、旅行先の情報収集手段として活用されることが多い。しかしながら、南房総市内の宿泊事業者でInstagramアカウント事業者は1割程度であり、自社の魅力を効果的に発信できていない事業者が多く見受けられる。そこで専門家による支援を行い、市内宿泊事業者の宿泊者数増加を目的としたInstagram運用を支援することを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約の日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

## 4 業務内容

受託者は本業務の目的に基づき、アカウントを最大活用するための専門家による伴走支援を実施すべく、以下の取り組みを行う。

### (1) 被伴走支援候補者の選定

市が令和8年6月4日に実施する「市内宿泊事業者向けInstagram運用セミナー」の受講者且つ伴走支援を希望する者の中から、市が収集した情報を基に伴走支援に適した事業者を3者以上選出する。

なお、被伴走支援者の最終決定は市が行う。

### (2) 伴走支援の実施

専門家による伴走支援を実施すること。伴走支援数は3者以上とし、被伴走支援者が持つ既存アカウントを最大活用するための支援を行うこと。なお、伴走支援期間は6か月以上とする。

また、支援内容に以下の内容を含むこと。

- ・伴走支援は1者あたり12回以上とし、うち6回以上は被伴走支援者の現場にて実施する。
- ・1回あたり1時間以上の伴走支援を実施する。
- ・伴走支援期間内に被伴走支援者のみのグループワークの機会を2回以上設ける。

### (3) 本仕様書4業務内容(2)にかかわる業務全般の運営

本業務の計画書を作成し、適切に本業務の企画全般を運営すること。

なお、参加費等の被伴走支援者の負担金は発生しないようにすること。

#### (4) 効果測定

本仕様書 4 業務内容 (2) に係る事業効果の分析を行うこと。

なお、効果測定については以下の方法で行うこと。

- ・被伴走支援者への事業効果を目的としたアンケート
- ・被伴走支援者のインスタグラムアカウントのインサイト分析
- ・インスタグラムから直接、宿泊予約に繋がった件数の測定

#### (5) 事例紹介資料の作成

伴走支援終了後、速やかに公開用の事例紹介資料を作成し、データで提出すること。

なお、事例紹介資料は、被伴走支援者 1 者につき、A 4 版任意様式 1 枚以上とし、以下の内容を含めること。

- ・支援実施前の課題
- ・支援内容
- ・支援実施後の成果

### 5 実施上の留意事項

受託者は、以下の内容に留意し、業務を実施すること。

#### (1) 実施体制

本業務の実施にあたり、業務実施、労働者管理のための管理責任者を 1 名配置すること。

#### (2) 計画準備

本業務を円滑に遂行するために必要な各工程の計画、連絡調整、準備を行うこと。

#### (3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むよう、発注者と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、成果品の納品時の他、必要に応じて協議打合せを行う。協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

#### (4) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、再委託の承諾を得ようとする場合は、再委託請負者の商号又は名称、その他発注者の定める事項を記載した再委託承認願いを、速やかに発注者に通知しなければならない。

#### (5) 法令等の順守

受託者は、本業務の履行に際し、関係する法令等を遵守しなければならない。

#### (6) 個人情報の保護

受託者が本業務委託を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護

に努めること。また個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱い、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(7) 紛争処理

受託者は、本業務の履行に際し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。

(8) 提案内容の反映

受託者による提案内容を仕様書に反映すること。

(9) 委託費の支払い

伴走支援の実施回数が提案実施回数に満たない場合、回数按分によって清算を行う。

## 6 成果品

本業務に関する一切の成果は、南房総市に帰属するものとする。事業完了後、速やかに以下の実績報告書類等を提出すること。なお、業務委託実施報告書は、実施内容、事業効果分析（定量分析）、改善点、課題を含めるものとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| ① SNSコンサルティング支援事業業務委託実施報告書 | 1部 |
| ② 経費内訳書（任意様式）              | 1部 |
| ③ 打合せ記録簿（任意様式）             | 1部 |
| ④ 上記①～③電子データ               | 1式 |

以上